

## 議案第49号

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の  
一部改正について

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、使用者の届出等の規定の改正及び消費税法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 2 4 号

### 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年愛西市条例第 1 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 使用者は、他の旧町村区域への移動及び使用者本人の土地以外の土地への移動をすることができない。

第 1 4 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、維持管理分担金を長期間にわたって滞納した使用者がいた場合は、この使用者に対して加入の廃止をさせることができる。

別表第 2 中「1, 2 6 0 円」を「1, 2 9 6 円」に、「1 2 6 円」を「1 2 9. 6 円」に、「3 1 5 円」を「3 2 4 円」に、「2 1 0 円」を「2 1 6 円」に、「1, 5 7 5 円」を「1, 6 2 0 円」に、「1 3 6 円 5 0 銭」を「1 4 0. 4 円」に、「2, 6 0 0 円」を「2, 6 7 4 円」に、「6 5 0 円」を「6 6 8 円」に、「5, 2 0 0 円」を「5, 3 4 8 円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定にかかわらず、平成 2 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前から継続している農業集落排水処理施設の使用で、施行日から平成 2 6 年 4 月 3 0 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日が同月 3 0 日後である農業集落排水処理施設の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確

定される使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。